

クレアレポート NO.211 「決算分析でみる日韓地方財政」(概要版)

1 スケールイメージ(1997年度)

- ・日本の都道府県と韓国の広域自治団体の人口及び面積規模はそれほど変わらないが、日本の市区町村は、韓国の基礎自治団体に比べて、人口及び面積規模が小さい。
- ・韓国の人口密度は、日本の1.4倍で、このうちソウル市の人口規模は、東京の3倍以上である。
- ・韓国の人口1人当たりのGNPは、日本の約4分の1以下である。
- ・韓国の地方財政規模は、日本の約3.8%しかない。この原因として、韓国では警察行政が国の事務であること、教育行政は地方自治体の事務であるが、地方自治体の教育費特別会計のほとんどの財源を国からの交付金等に頼っており、国家財政の一部とみなされていることなどが考えられる。
- ・韓国の国家財政規模は、日本とは対照的に地方財政規模より大きい(国:地方=7:3)。
- ・韓国の道は、日本の都道府県に比べて地方財政規模に占める割合が低い。韓国の広域市や市郡区は、日本の政令指定都市や市区町村に比べて地方財政規模に占める割合が高い。この原因として、工事監理能力等の関係から都道府県営事業の肩代わりをしていること、原則として基礎自治体が優先的に事務を処理することなどが考えられる。

2 地方財政会計区分の日韓比較

- ・1つの地方自治体の会計は、日韓とも1つの一般会計と複数の特別会計で構成されている。しかし、決算統計上の会計区分は、下記のとおり大きく異なっている。

韓国：一般会計

 公企業特別会計(公企業法で指定を受けている事業の会計)

 その他特別会計(公企業特別会計以外の特別会計)

日本：普通会計(公営事業会計以外の会計)

 公営事業会計(公営企業法を全部又は一部適用している事業会計等)

3 普通(一般)会計歳入決算比

- ・韓国の歳入構造は、利子割交付金や地方消費税交付金等、日本にあって韓国にないものが多く、比較的シンプルである。
- ・韓国の地方税は、日本に比べて所得課税が地方税収に占める割合が低い。総合土地税に代表される財産課税や消費課税への依存度が高い。
- ・韓国の道は、日本の都道府県に比べて税収基盤が弱い。特別市及び広域市の税収が充実している。
- ・韓国の広域自治体は、徴税事務を基礎自治体に委託しているため、徴税事務は行っていない。
- ・韓国の地方譲与金は、国が重点を置いて実施したい事業を地方に行わせるため国税の一部を、用途を特定して交付するもので、日本の国庫補助金と地方交付税の二つの性格を

合わせ持っている。これを財源にして行われる事業を地方譲与金事業という。地方譲与金の税源と地方譲与金事業との間に関連性が見られず、日本の地方譲与税と大きく異なる。地方譲与金事業は、日本の国庫補助事業と同じく、国に事業内容を申請して承認してもらわねばならず、韓国の地方譲与金は完全な特定財源といえる。なお、韓国の地方譲与金は、地方財源の均衡化という性格が強い。

- ・韓国の地方交付税交付額は、日本とは対照的に道より市郡の方が多い。韓国の道は、日本の都道府県に比べて税収入が少ない上に地方交付税収入も少なく、道の基準財政需要額が小さいことを裏付けている。
- ・日韓の普通交付税とも、「普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額」の計算式で算出される。基準財政需要額は、日韓で似通っているが、基準財政収入額は、韓国では「基準財政収入額 = 普通税収入額の 80% + 目的税収入額の 80% + 前々年度の地方税決算清算額の 40% + 当該年度の道税徴収額の 24% (市郡のみ)」
- ・1997 年度不交付団体は、広域自治体はソウル市、釜山市、仁川市、蔚山市、京畿道の 5 団体、基礎自治体は水原市、城南市、安養市、富川市、安山市、高陽市、果川市、軍浦市、龍仁市、始興市の 10 団体ですべて京畿道内の自治体である。郡に不交付団体はない。
- ・日韓の特別交付税とも、予測できない特別な財政需要に備えたものであり、算定方法は普通交付税に比べて弾力を持たせている。

$$\begin{aligned} \text{韓国特別交付税の配分基準} &= \text{施策事業需要}(30\%) + \text{財政補填需要}(20\%) \\ &+ \text{地域懸案需要}(40\%) + \text{災害対策需要}(10\%) \end{aligned}$$

- ・韓国には、日本にはない「増額交付金」制度がある。これは、地方交付税の枠とは別に国から地方自治体に対して交付する財源である。
- ・韓国の国費補助金は、日本の国庫支出金と同じく 3 種類に分類される。日韓ともメニュー補助金は、事業主体となる地方自治体が補助金を主管する中央省庁に対して補助申請を行い、交付決定を貰うという基本的な方式は同じである。
- ・韓国には、差等補助率制度があり、財政力が弱く、国庫補助事業の地方費負担能力がないために補助事業を行うことができない自治体に対して補助率を上乗せしようとするものであり、「補助金の予算及び管理に関する法律」の施行令に規定されている。
- ・韓国での地方債の発行は、地方自治法第 115 条の規定により、やむを得ない場合に行うことができ、非常手段であるとの意図がうかがえる。当件は、許可制で、許可権者は、広域、基礎自治団体問わず、行政自治部長官である。許可審査は、基本的に 1 件ずつ行うため審査が厳しい。起債許可手続きは、事業実施の前年度に行う必要がある。
- ・韓国の「移越金 (日本の繰越金に相当)」は、1997 年の歳入全体の 24% を占めており、繰越事業が多いことによるものである。
- ・韓国の「調整交付金」は、日本の「東京都と特別区及び特別区相互間の財政調整交付金」とほぼ同じ制度で、自治区間の財源の不均衡を調整することを目的として自治区税以外の特別 (広域) 市税の一定額を財源にして自治区間財政調整を行うものである。

- ・ 韓国の「徴収交付金」は、日本にはない制度で、道税、河川使用料、道路使用料等を市・郡が上位政府（国、市道）に代わって徴収した場合、徴収委任機関が市・郡に交付するもので、経費補填的性格と財源再配分的性格をもったものである。

4 普通（一般）会計歳出決算比較

- ・ 目的別分類をみると、日韓の間では歳入と比べて区分が大きく異なることから直接比較することは困難である。換言すれば、日韓地方自治体の組織構成の違いが大きいことが区分の違いとなって表れているといえる。また性質別分類も日本の区分と大きく異なる。
- ・ 韓国広域自治体の組織は、企画管理室・自治行政局・環境福祉局・農政山林局・産業経済局・観光文化局・建設都市局・消防本部等の局の下に各課が配置されているのが一般的である。市にも道と同じような局を設置している団体が多いが、郡には局が設置されず課が主な組織であることが多い。日韓地方自治体の組織を比較して大きく違うのは、韓国地方自治体には地方警察本部がないこと、民防衛関連部署が設置されていることである。また広域自治体には日本の地方自治体の総務部を2つに分けたような、企画室と自治行政局が設置されているのも特徴的である。
- ・ 日韓地方財政決算額での歳入合計額と歳出合計額の差額は、日韓とも歳入総額が歳出総額を上回っているが、上回り方は韓国の方が大きい。これは、両国の歳入決算額には前年度からの繰越金が含まれているが、歳出決算額には、次年度への繰越金が含まれていないため、両国の繰越（移越）事業額の違いが歳入合計額と歳出合計額の差額となって表れているからである。

5 日韓地方自治体の財政指数比較

- ・ 算出根拠が類似している財政数値としては日本の起債制限比率及び公債費比率と韓国の債務償還費比率が代表的である。なお、韓国では債務償還費比率が20%を超えると原則として起債が許可されない。

韓国の債務償還費比率（%）＝「当該年度に純地方費で償還された債務額÷

当該年度の一般財源収入額」の過去4年間の平均値

- ・ 1997年度韓国広域自治団体の債務償還費比率平均は9%で、日本都道府県の起債制限比率平均10%と差が小さい。しかし、韓国広域自治団体内の都市別で見ると差が大きい。特に釜山市、大邱市は債務償還費比率が極めて高い。これは、地下鉄事業や大規模スポーツイベント等に因る起債償還が原因であり、一般会計費の占める割合は他団体同様に少なく、地方債への依存度は、日本に比べて低い。
- ・ 韓国地方自治体の自主財源比率平均は約69%と日本のそれ（約53%）より高いように見えるが、これは、繰越金の中には国庫支出金相当額等のような厳密には依存財源に区分されるべきものがあるためである。
- ・ 韓国では日本の「自主財源比率」とよく似た「財政自立度」という指標を財政分析において多用する（財政自立度（%）＝（地方税＋税外収入）÷一般会計歳入総計）
- ・ 韓国では、特別市・広域市及び京畿道の財政自立度は高いが、その他の広域団体ではい

わゆる「3割自治」レベルである。この傾向は基礎自治団体でも同じで、都市部の市郡区は財政自立度が高いが、農村部の市郡区では財政自立度が低い。